

## 第9 排出水の測定義務等

「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 31 号）が、平成 22 年 5 月 10 日に公布され、関係する政省令等が改正されました\*。これにより、平成 23 年 4 月 1 日からは、畜産農業に係る特定事業場においても、排水水について、1 年 1 回以上、特定施設の設置に係る届出事項（硝酸性窒素等については、日排水量に関わらず、特定施設の設置の届出の対象となることに留意）について、公定法により、測定し、その結果を記録・保存することが必要となっています。

#### ア 対象事業者

事業者とは、事業活動を行う者一般を対象とし、排水水を排出する者のみならず、汚水等を公共要水域に排水させる全ての事業者が該当します。

畜産施設の設置について届出を行っている者で、排水水がある者が対象となります。

事業者は、排水水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水等の公共用水域への排水状況を把握するとともに、当該汚水による公共用水域の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならないこととされています。

#### イ 対象項目

有害物質については、排水水量に関係なく、水質を測定する必要があります。畜産農業の場合、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物（硝酸性窒素等）が、平成 22 年 6 月 1 日に交付された「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部改正する省令」において、有害物質として暫定排水基準が定められています。

その他の項目については、設置届出（変更届出）の際に、様式第 1 号別紙 4「排水水の汚染状態」欄中に記載された項目について、排水口ごとに測定する必要があります。

#### ウ 測定頻度

測定の頻度に関しては、水質汚濁防止法に係る特定事業場について、1 年に 1 回以上と定められています。

#### エ 測定の時期

測定の時期については、汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取することとされています。なお、汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻はそれぞれの事業の内容に応じた年間変動及び日間変動を勘案し、事業者自らが判断するものとされています。

#### オ 測定結果の記録及び保存

測定に係る水質測定記録表（水質汚濁防止法施行規則様式第 8 号）及び計量証明書（計量法第 107 条の登録を受けた者に委託し計量した場合に発行される証明書）について、3 年間保存することが義務づけられています。

#### カ 岡山県で登録がある計量証明事業者

岡山県のホームページから計量業務について検索していただくと、一覧を掲載しています。

※環境省水・大気環境局長通知 参照

（平成 23 年 3 月 16 日付け環水大大発第 110316001 号,環水大水発第 110316002 号）

様式第8(第9条関係)

水質測定記録表

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目				備考
	名称	排水量 (m <sup>3</sup> /日)								

- 備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。  
 2 排水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。